

議案第25号

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 身近な広場に係る使用料及び占用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,546円」を「1,695円」に、「56円」を「61円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

種	別	単	位	占	用	料	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	1,856円			
標識		1本	1月	1,100円			
水道管、 下水道	外径が40センチメートル 未満のもの	1メートル	1月	165円			
管及び ガス管	外径が40センチメートル 以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	412円			
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	825円			
電線	電線	1メートル	1月	137円			
	地下 電線	外径が40センチメ ートル未満のもの	1メートル	1月	165円		
		外径が40センチメ ートル以上1メート ル未満のもの	1メートル	1月	412円		
		外径が1メートル以 上のもの	1メートル	1月	825円		
鉄塔		1平方メートル	1月	1,375円			
変圧塔及びマンホールの類		1箇所	1月	1,375円			
郵便差出箱及び信書便差出箱		1箇所	1月	550円			
公衆電話所		1箇所	1月	1,375円			
地下の占用物件		1平方メートル	1月	地上露 出部分	1,038円		

		地下部分	412円
高架の占用物件	1平方メートル	1月	687円
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル	1月	1,184円
写真撮影のための常時占用	撮影機1台	1月	10,800円
写真撮影	写真撮影	1時間	1,912円
影のための臨時的な占用	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間	16,875円
その他の占用	1平方メートル	1日	45円

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。